

令和 7（2025）年度 高校生等奨学給付金（栃木県奨学のための給付金（公立）） 申請の手続き等について

栃木県では、授業料以外の教育費（※）の負担を軽減するため、一定の要件を満たす世帯に対し、「栃木県奨学のための給付金（公立）」を支給します。

（貸与ではないので返還不要です。）

※授業料以外の教育費（例示） … 教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費
生徒会費、P T A 会費、入学学用品費等

■ 1. 支給対象 ■

令和 7（2025）年 7 月 1 日時点で、次の（1）～（3）の全てに該当する世帯の保護者等です。

- （1）保護者等（原則として父母）が栃木県内に住所を有すること
- （2）公立の高等学校、高等専門学校（第 3 学年まで）等に在学する高校生等がいること
- （3）次のいずれかに該当すること
 - ア）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）が措置されていること（以下、「生活保護受給世帯」という）
 - イ）保護者等全員の令和 7 年度（令和 6 年所得分）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（専攻科に通う生徒にあっては、保護者等全員の都道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が 105,500 円未満（扶養する子が 3 人以上いる場合においては 264,500 円未満）の場合を含む。）であること（以下、「県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」という）

【注意事項】

- ※（1）に関して、「保護者等」とは、原則、親権者。親権者がいない場合は、未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順に「保護者等」に該当する。
- ※（3）イ）に関して、課税証明書における県民税・市町村民税所得割が 0 円となっている場合のみならず、1～99 円の場合も該当します。（100 円未満は切り捨てにより非課税となるため。）
- ※（3）イ）に関して、令和 7（2025）年 1 月 1 日時点で保護者等（全員又は一部）が国外に在住していたため、課税証明書が取得できず、県民税・市町村民税所得割が確認できない場合は対象外です。
- ※ 高校生等が「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和 5 年 5 月 10 日こ支家第 47 号）」による措置費等の支弁対象であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は対象外です。
- ※ 高校生等が 7 月 1 日時点において休学している場合は対象外です。ただし、当該年度の 10 月末日までに復学した場合には対象となります。（この場合、支給の判断基準日は 7 月 1 日です。）

■ 2. 高校生等一人当たりの支給金額（年額） ■

区分 番号	世帯区分		支給額 （年額）
①	生活保護受給世帯に扶養されている高校生等（専攻科に通う生徒は除く。）		32,300 円
②	県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯又は家計急変による非課税相当世帯に扶養されている高校生等	通信制又は専攻科	50,500 円
③		全日制又は定時制	143,700 円
④	県民税・市町村民税所得割額の合算額が105,500 円未満である世帯に扶養されている高校生等	専攻科	10,100 円
⑤	県民税・市町村民税所得割額の合算額が264,500 円未満である多子世帯に扶養されている高校生等	専攻科	10,100 円
⑥	着用を義務づけられている制服が災害等により喪失・毀損し再度、制服の購入が必要な場合		64,800 円

※ 1 ④は、令和 6 年 1 月 1 日以降に発生した災害に係る「着用を義務づけられている制服が災害等により喪失・毀損し再度、制服の購入が必要な場合」について給付を行うものです。申請に際し、お住まいの市町が発行する「罹災証明書」が必要になります。

■ 3. 支給の申請 ■

給付金の支給には申請が必要です。

支給申請書（別記様式第 1 号（その 1）又は（その 2））に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、持参又は郵送で提出してください。（県内の高等学校等に複数の高校生等がいる場合は、それぞれの高等学校等に申請してください。）

在籍する学校	提出先	提出期限
① <u>栃木県内</u> の高等学校等	<u>在学する高等学校等</u>	学校の指定する日
② <u>栃木県外</u> の高等学校等		
（ア） <u>隣接県協定の該当校</u>	<u>在学する高等学校等</u>	学校の指定する日
（イ）（ア）以外	栃木県教育委員会事務局教育政策課 企画調整担当 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 （TEL:028 - 623 - 3354） ＊持参する場合 <u>栃木県本町合同ビル（宇都宮市本町 3-9） 4 階</u> 教育政策課の窓口まで（8：30～17：15）	8 月 15 日 （消印有効）

＊申請添付書類一覧（申請書に添付してください。）

区分 番号	世帯区分	所得の確認 書類	扶養の確認書類 （専攻科のみ）	在学の 確認書類	給付金の 支給口座の 確認書類	その他
①	生活保護受給世帯	生活保護 受給 証明書【注ア】	なし			
② ③ ④	県民税・市町村民税 所得割が非課税であ る世帯（専攻科に通 う生徒にあっては、 保護者等全員の県民 税・市町村民税所得 割額の合算額が 105,500円未満（多子 世帯においては 264,500円未満）の世 帯を含む。）	県民税・ 市町村民税 課税（非課 税）証明書 等【注イ】 又は 個人番号カ ードの写し （専攻科に 通う生徒は 不可）【注ウ】 （保護者等 全員分）	扶養親族数の確 認できる書類及 び扶養親族申告 書【注エ】 （別記様式第10号） （専攻科に通う生 徒で、県民税・市町 村民税所得割の合 算額が264,500円 未満である多子世 帯のみ）	在学証明 書【注オ】 （県内高 校、隣接 県協定該 当校は 不要）	口座届出書 及び 通帳の写し 【注カ】	個人対象 要件証明 書 （専攻科に 通う生徒の み。）【注キ】 委任状 （学校徴収 金に未納が ない場合は 不要）【注ク】
⑤	着用を義務づけられ ている制服が災害等 により喪失・毀損し 再度、制服の購入が 必要な場合	・上記①～④の区分ごとの書類 ※給付申請時の提出書類と変更がない場合は省略可 ・罹災証明書等の公的書類 ・制服の再購入に係る誓約書及び高校生等が通う高等学校等による 制服の再購入に係る証明書（別記様式第8号）				

【注意事項】

- （ア）7月1日以降の発行日のもの。
生業扶助（高等学校等就学費）の受給中であることを証明できるもの。
- （イ）令和7年度(令和6年所得分)の県民税・市町村民税所得割が非課税である旨を確認できるもの。
- （ウ）個人番号カードの写しは、保護者等全員分が必要ですが、授業料無償判定のための届出書にマイナンバー関係書類を添付している場合は、その分の提出は不要です。また、申請者が持参又は郵送にて提出する場合は本人確認書類の提出が必要です。
- （エ）提出する「課税証明書」に扶養親族が記載されている場合は、「扶養親族数の確認できる書類」の添付は省略できます。
- （オ）県内の高等学校、隣接県の茨城県・群馬県・埼玉県の高等学校に在学している場合は添付不要です。
- （カ）口座届出書は、別添のとおりです。原則として申請者（保護者等）名義の口座にしてください。
 名義、店番号、口座番号が分かる通帳のページの写しを一緒に提出してください。

- （キ）当該生徒が専攻科支援金を受給していない場合でも、専攻科の生徒への修学支援事業の補助要件を満たすかどうかについて確認するため提出してください。
- （ク）学校徴収金に未納がある場合に、給付金を未納分に充当することを学校長に委任するものです。学校の指示により御提出願います。

■ 4. 支給の方法等 ■

申請された内容を審査し、支給決定の通知を送付します。（11月上旬予定）

給付金の支給は、11月下旬を予定しており、口座届出書に記載された口座に振り込みます。

（不明な点がある場合などは、必要に応じて申請内容の確認を行い、修正または追加資料の提出を求めることがあります。）

■ 5. 申請書記入上の注意 ■

申請書記入に当たっては、記入例や「記入上の注意」を十分に参照の上、記入してください。

■ 6. 留意事項 ■

- ア 高校生等が、過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）及び専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、給付金の受給資格はありません。
- イ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

お問い合わせ先

- ① 県内の県立高等学校に通われている方

各高等学校の事務室

- ② ①以外の高等学校等に通われている方

栃木県教育委員会事務局 教育政策課 企画調整担当

電話 028-623-3354 （平日：8:30～17:15）